

陸上自衛隊達第95—4号

火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号）第49条の規定に基づき、火薬類の取扱いに関する達を次のように定める。

昭和55年12月6日

陸上幕僚長 陸将 鈴木 敏通

火薬類の取扱いに関する達

改正	昭和57年4月30日達第122-119号	昭和58年3月15日達第95—4—1号
	昭和60年12月21日達第122—124号	平成元年2月10日達第122—127号
	平成5年3月10日達第95—4—2号	平成7年2月14日達第95—4—3号
	平成7年9月26日達第95—4—4号	平成10年3月20日達第95—4—5号
	平成12年6月30日達第95—4—6号	平成13年3月16日達第95—4—7号
	平成15年3月7日達第95—4—8号	平成18年3月17日達第95—4—9号
	平成19年1月9日達第122—215号	平成20年3月19日達第95—4—10号
	平成20年7月23日達第122—228号	平成21年2月3日達第122—230号
	平成21年10月21日達第95—4—11号	平成23年2月10日達第95—4—12号
	平成23年4月1日達第32—19号	平成25年3月21日達第95—4—13号
	平成26年3月20日達第95—4—14号	平成29年11月30日達第95—4—15号
	平成30年3月20日達第95—4—16号	平成31年3月15日達第95—4—17号
	平成31年4月19日達第122—302号	令和元年6月27日達第122—303号
	令和3年3月18日達第95—4—18号	令和4年2月25日達第95—4—19号
	令和5年2月28日達第95—4—20号	

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 製造（第3条—第8条）
- 第3章 貯蔵（第10条—第22条）
- 第4章 運搬（第23条—第25条）
- 第5章 消費等（第26条—第29条）
- 第6章 整備（第30条—第32条）
- 第7章 廃棄等（第33条・第34条）
- 第8章 保安（第35条—第37条）
- 第9章 譲受け（第38条・第39条）
- 第10章 雑則（第40条）

附則

- 別紙第1 火薬庫設置承認申請書
- 別紙第2 火薬庫設置承認事項変更申請書
- 別紙第3 火薬庫設置承認事項変更通知書
- 別紙第4 火薬庫点検・検査表
- 別紙第5 火薬類分類表
- 別紙第6 火薬類譲受承認申請書
- 別冊第1 火薬標識設置基準
- 別冊第2 不発弾等の処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、陸上自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 火薬庫 地上式火薬庫、地上覆土式火薬庫、地中式火薬庫、水蓄火薬庫、実包火薬庫及び化学火工品庫をいう。
- (2) 方面総監等 方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長をいう。
- (3) 業務隊長等 駐屯地業務隊長及び駐屯地業務を担当する部隊等の長をいう。
- (4) 不発弾等 不発弾、不発射弾及び不発化学火工品をいう。
- (5) 不発弾等の処理 不発弾等の搜索、発掘、回収、移動、評価及び処分等一連の作業をいう。

第2章 製造

(製造の承認申請等)

第3条 火薬類の製造を行う部隊等の長(以下「製造部隊等の長」という。)は、製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)又は製造施設の構造等の変更の申請を行う場合には、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)様式第1又は様式第4に掲げる様式により順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について規則第8条第1項に規定する軽微な変更の工事をしようとするときは、規則様式第5に掲げる様式により順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

2 方面総監等は、前項の申請を行うに当たり設置工事等を地方防衛局が行う場合には、地方防衛局長と協議の上、陸上幕僚長に上申するものとする。

(製造施設の完成報告)

第4条 製造部隊等の長は、製造施設の設置工事又は変更工事が完了したときには、速やかに順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする(武化定第11号)。

(製造の廃止)

第5条 製造部隊等の長は、製造事業を廃止したときには、経済産業大臣から交付された製造営業の承認書を添えて陸上幕僚長に報告するものとする(武化定第12号)。

(製造施設の定期自主検査)

第6条 製造部隊等の長は、製造施設の定期自主検査を毎年2月末及び8月末を基準に実施し、その結果及び実施した処置について、実施した月の翌月15日までに順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする(武化定第13号)。

(保安検査等の報告)

第7条 製造部隊等の長は、経済産業大臣の実施する保安検査又は立入検査を受検したときには、受検月の翌月15日までに前条に準じて報告するものとする(武化定第14号)。

(火薬類製造保安責任者等の選定等)

第8条 方面総監等は、規則第68条及び第70条に掲げる資格を有する者の中から火薬類製造保安責任者及びその代理者並びに火薬類製造副保安責任者を選定し、当該予定者の所属、官職、氏名、保安資格及び理由等を記載の上、陸上幕僚長に上申するものとする。また、交代するときも同様とする。

(危害予防規定)

第9条 製造部隊等の長は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第28条第1項に規定する、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他規則に定める事項について記載した危害予防規程の作成に必要な資料(案)を作成し、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。これを変更するときも同様とする。

第3章 貯蔵

(陸上施設における火薬庫外貯蔵の基準)

第10条 業務隊長等は、火薬類の取扱いに関する訓令(昭和54年防衛庁訓令第36号。以下「訓令」という。)第10条に示す火薬類格納所を設置する場所は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 警衛隊の常時監視できる場所
- (2) 犯罪捜査等のための弾薬は、当該部隊の常時監視できる場所又は警衛所
- (3) 航空救難用の化学火工品は、当該部隊等の長が常時警戒できる場所
- (4) 前号以外の化学火工品にあつては、警衛隊が常時警戒できる場所

(火薬庫の設置申請)

第11条 方面総監等は、火薬庫を設置しようとするときは、製造等の技術上の基準について、地方防衛局長と調整の上、火薬庫設置承認申請書(別紙第1)により陸上幕僚長に上申するものとする。

(火薬庫の構造及び貯蔵火薬類等の変更申請)

第12条 方面総監等は、訓令第12条に係る変更を要するときには、火薬庫設置承認事項変更申請書(別紙第2)を、また訓令第14条に係る変更の通知を要するときには、火薬庫設置承認事項変更通知書(別紙第3)により陸上幕僚長に上申するものとする。ただし、火薬庫の構造又は設備について規則第14条第1項に規定する軽微な変更の工事をしようとするときは、別紙第2の様式を報告書に替え陸上幕僚長に報告するものとする。

(貯蔵責任者)

第13条 貯蔵責任者は、業務隊長等(ホークミサイル、03式中距離地对空誘導弾及び11式短距離地对空誘導弾については、高射特科連隊(群)長又はその指定する者(中隊長)、第101高射特科隊長及び第102高射特科隊長)とする。ただし、弾薬支処長、弾薬出張所長及び補給統制本部弾薬部試験室長の管理する火薬庫については、それぞれの長とする。

(火薬庫検査官の選任等)

第14条 各方面区に所在する火薬庫の完成検査及び保安検査の検査官は、次のとおりとする。

種類	検査官	
	火薬庫（化学火工品庫を除く。）	化学火工品庫
完成検査	補給統制本部 弾薬部長	補給処 化学部長
	補給処 弾薬支処長	// 装備計画部化学課長
	// 装備計画部弾薬課長	// 整備部化学課長
保安検査	方面総監部 装備部長	同左
	// 装備課長	同左
	補給処 弾薬支処長	補給処 化学部長
	// 弾薬出張所長	// 装備計画部化学課長
	// 装備計画部弾薬課長	// 整備部化学課長

2 方面総監は、保安検査実施の時期及び担任について示すものとする。

（検査官の補助者）

第15条 方面総監等は、火薬庫検査官の要請により火薬庫検査のため火薬類について必要な識能を有する者を補助者に選任し、火薬庫検査官の補助をさせるものとする。

（火薬庫の完成検査）

第16条 貯蔵責任者は、火薬庫の設置又は構造等の変更工事が完了したときには、速やかに順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに第14条第1項に示す完成検査の検査官にその旨を通知するものとする（武化定第15号）。

2 完成検査の検査官は、前項の通知を受けたときには、火薬庫の構造等について技術上の基準に適合するか否かの検査を行うものとする。ただし、規則第14条第1項に規定する軽微な変更工事に係るものについては省略できるものとする。

3 完成検査の検査官は、前項の検査が技術上の基準に適合すると認めたときには、訓令別記様式第1の火薬庫検査証に所要事項を記入の上、方面総監等を経由して陸上幕僚長に報告するものとする（武化定第16号）。

（火薬庫の用途廃止）

第17条 方面総監等は、火薬庫の用途を廃止しようとするときには、用途廃止年月日及び理由を記載の上、火薬庫検査証を添えて陸上幕僚長に申請するものとする。

（火薬庫の検査及び点検）

第18条 保安検査の検査官及び貯蔵責任者は、検査及び点検を実施するときには、火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に対する適否のほか、火薬庫点検・検査表（別紙第4）に示す項目について行うものとする。

2 保安検査の検査官は、保安検査の実施結果について当該年度終了後30日以内に順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。ただし、火薬庫の構造等が規則第19条から第21条まで及び第23条から第32条までに定める技術上の基準に適合していない場合には、不適合理由及び要処置事項等を検査実施後遅滞なく報告しなければならない（武化定第17号）。

（火薬庫保安係員の選任）

第19条 貯蔵責任者は、訓令第21条第1号に掲げる者のほか、次の資格を

有する者又は課程教育を修了した者の中から火薬庫保安係員を選任するものとする。

(1) 火薬庫（化学火工品庫を除く。）の保安係員

ア 「弾薬」又は「部隊弾薬」の特技を有する陸曹以上の自衛官。ただし、ホーク、03式中距離地对空誘導弾又は11式短距離地对空誘導弾に係る火薬庫については、幹部特技課程「SAM電子」、幹部特技課程「SAM整備」、初級陸曹特技課程「SAM」（発射陸曹）又は初級陸曹特技課程「SAM発射機整備」の課程を修了した自衛官を選任することができる。

イ 武器学校における初級陸曹特技課程「弾薬」、初級陸曹特技課程「部隊弾薬」又は幹部特技課程「弾薬」の課程を修了した事務官等

(2) 化学火工品庫の保安係員

ア 前号（アただし書の者を除く。）に掲げる保安係員

イ 「化学運用」、「化学」又は「部隊化学」の特技を有する陸曹以上の自衛官

（火薬庫保安業務）

第20条 火薬庫保安係員は、訓令に定めるもののほか、次の各号に掲げる保安業務を行うものとする。

(1) 火薬庫及び貯蔵火薬類の保安及び維持に関する貯蔵責任者の補佐

(2) 危険区域への立入者の指導監督

(3) 危険区域における異常発生時の応急措置の実施及び指導

（火薬庫等の火災標識）

第21条 貯蔵責任者は、別冊第1に示す基準に基づき、火災標識を設置しなければならない。

（火薬類の貯蔵）

第22条 火薬類の貯蔵は、火薬類分類表（別紙第5）に基づき、規則第19条に規定する貯蔵区分に従って実施するものとする。

第4章 運搬

（自衛隊車両による運搬）

第23条 自動車等による運搬に伴う火薬類運搬証明書の発行権者は、次に示す者とする。

(1) 部隊等の火薬類の受領、返納及び消費に伴う運搬にあつては、当該部隊等の所在する駐屯地司令（分屯地司令を含む。以下同じ。）。ただし、当該部隊等が他の方面区に一時所在する場合には、当該火薬類の発送元の駐屯地司令が発行することができる。

(2) 前号以外の管理換に伴う運搬にあつては、発送元の駐屯地司令。ただし、船岡弾薬支処、近文台弾薬支処及び富士弾薬出張所にあつては、それぞれの長が発行することができる。

(3) 前2号において端末地で弾薬を積み替えて運搬する際は、当該端末地からの火薬類運搬証明書は、受領先の駐屯地司令が発行することができる。ただし、船岡弾薬支処、近文台弾薬支処及び富士弾薬出張所にあつては、それぞれの長が発行することができる。

2 部隊等の長は、運搬する火薬類の種類、量及び通過地域の状況等によって必要と認められる場合には、最寄りの警察署に所要事項を通報するものとする。

る。

3 火薬類積載方法等の技術上の基準は、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 火薬類（発射装薬、爆破薬等及び化学火工品を除く。）の積載量は、一般の道路において輸送するときには、当該輸送車両の最大積載量（自動車検査証記載量）以下とし、悪路又は路外を走行するときには、輸送経路の道路事情、交通事情等を考慮の上、適宜減量する。

(2) 火薬類の積載に当たっては、転落、転倒等を防止するため、積荷の安定及び荷量の均等化を図るとともに輸送車両の側板から外装木箱等が一個の高さの3分の1以上はみ出さない（弾薬の専用積載装置を有する場合を除く。）ようにする。

(3) 部隊等の長は、火薬類を積載して市街地を通過するときには、先導車を付けるか、又はこれに代わるべき警戒の措置を講ずる。

4 火薬類を積載した自動車等を海上自衛隊の船舶に積載する場合は、当該船舶の長の指示に従い自動車等の固定等安全確保に必要な処置を講ずるものとする。

（陸上自衛隊の船舶による火薬類の運搬）

第24条 陸上自衛隊の船舶により火薬類を運搬する場合は次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 運搬する火薬類の包装は、当該火薬類の固有の容器を使用するものとする。ただし、やむを得ず他の容器を使用する場合は、収納する火薬類の移動及び火薬類への衝撃を防ぐことができる容器を使用するものとする。

(2) 火薬類の積載場所は、船舶内部とし、船舶の航行により移動、転倒、衝撃、摩擦等を生じないように固定等の処置を行うものとする。ただし、やむを得ず船舶の外部に積載する場合は、落下防止の処置を行うものとする。

(3) 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年9月27日運輸省告示第549号）別表第14の2を準用し、離隔が必要な火薬類は混載しないものとする。ただし、やむを得ず混載する場合は、明確に区分し努めて離隔するものとする。

（部外委託による運搬）

第25条 自衛隊以外の者に委託して運搬する場合の届出及び運搬証明の細部手続要領については、別に示すところによる。

第5章 消費等

（目的外消費の禁止）

第26条 方面総監等は、訓令第28条ただし書に規定する考案、調査研究、試験その他やむを得ない事情のために火薬類を消費するときは、理由、消費年月日、消費火薬類の種類、数量その他必要事項を記載の上、陸上幕僚長に申請するものとする。

（消費に係る安全措置）

第27条 部隊等における教育訓練のための消費（弾薬の一時集積訓練を含む。）に係る安全上の措置は、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（陸上自衛隊達第110—1号（40.3.18）。以下「教育訓練達」という。）

及び陸上自衛隊演習場等の使用及び管理に関する達（陸上自衛隊達第111-3号（46.2.26）。以下「演習場管理達」という。）並びに陸上自衛隊教範類に示すところによる。

- 2 実用試験、領収試験等に係る安全措置は、前項に準ずるほか、目的、火薬類の種類その他状況に応じて火薬類を消費する部隊等の長が定めるものとする。

（準備作業）

第28条 教育訓練のための消費に伴う準備作業は、陸上自衛隊教範類に示す手順により、当該火薬類の取扱いを含む課程教育を修了した者が行うものとする。

- 2 教育訓練以外の準備作業については、前条第2項に準じ実施するものとする。

（異常火薬類の後送）

第29条 部隊等の長は、消費前の点検で火薬類に異常が認められたときには、業務隊長等を通じて補給処に後送するものとする。ただし、特に危険と認められるときには、廃棄するものとする。

第6章 整備

（火薬類の整備）

第30条 火薬類の整備の基準は、陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第71-4号（52.12.24）。以下「整備規則」という。）に定めるところによる。

- 2 火薬類の整備は、次の各号の資格を有する者が実施するものとする。
 - (1) 弾薬については、「弾薬」又は「部隊弾薬」の特技を有する自衛官又は当該課程を修了した事務官等。化学火工品については、上記弾薬の整備資格者及び「化学運用」、「化学」又は「部隊化学」の特技を有する自衛官
 - (2) 消費する火薬類の整備を含む課程教育を修了した者
 - (3) 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する者

（安定度試験）

第31条 火薬類の安定度試験は、整備規則第3条に定めるところにより行うものとする。

（整備量の設定）

第32条 整備を担当する部隊等の長は、訓令第36条第4項に規定する一日当たりの整備量を定めなければならない。

第7章 廃棄等

（廃棄）

第33条 部隊等の長は、火薬類を廃棄（第29条ただし書によるものを含む。）するときには、規則第67条の規定によるほか、不発弾等の処理に準じて行うものとする。

（不発弾等の処理）

第34条 演習場で発生した不発弾等の処理は、教育訓練達及び演習場管理達によるほか、別冊第2による。ただし、射撃に伴って、弾薬の不具合が発生した場合は、現物（現場）保存し、不具合等調査の任務を有する部隊等との調整を行った後、不発弾等の処理又は当該調査の任務を有する部隊等への不発

弾等の引渡しを実施するものとする。

第8章 保安

(立入等の制限)

第35条 製造部隊等の長及び貯蔵責任者は、訓令第40条に規定する「危険区域」を設定し、明示するものとする。ただし、喫煙及び火気の使用については、駐屯地司令の定めるところによる。

(保安教育)

第36条 保安教育は、教育訓練達に基づく教育訓練のほか、安全に関する教育訓練の一環として部隊等の特性及び被教育者の地位に応じて計画的に、又はその都度教育を実施するものとする。

2 保安教育の実施基準は、規則第67条の4から第67条の6までの規定を準用するものとする。

(危険時の報告)

第37条 部隊等の長は、火薬庫等が訓令第42条に規定する危険な状態等になったときには、直ちに順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする（武化定第18号）。

第9章 譲受け

(指定部隊等の長)

第38条 訓令第45条第1項に規定する指定部隊等の長は、方面総監等とする。

(対象とする火薬類)

第39条 方面総監等が譲り受けることができる火薬類の種類は、補給カタログF-1に示す以外のものとし、次の条件を満たす場合のほか、譲り受けてはならない。

(1) 教育訓練演習費で取得できるものであること。

(2) 緊急を要する場合であること。

2 方面総監等は、前項の条件以外に譲り受ける必要がある場合には、火薬類譲受承認申請書（別紙第6）にその必要性、安全管理事項等の審査内容を添付して陸上幕僚長に申請するものとする。

3 方面総監等は、火薬類を譲り受けたときは、その都度、陸上幕僚長に報告するものとする（武化定第19号）。

第10章 削除

第40条 削除

附 則

1 この達は、昭和56年1月1日から施行する。

2 陸上自衛隊化学火工品取扱規則（昭和37年陸上自衛隊達第77—2号）及び弾火薬類貯蔵施設の火災標識に関する達（昭和30年陸上自衛隊達第83—1号）は、廃止する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年3月15日陸上自衛隊達第95—4—1号）

この達は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122—124号）

1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）

1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は、所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成5年3月10日陸上自衛隊達第95—4—2号）

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月14日陸上自衛隊達第95—4—3号）

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月26日陸上自衛隊達第95—4—4号）

この達は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第95—4—5号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年6月30日陸上自衛隊達第95—4—6号）

この達は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定については、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日陸上自衛隊達第95—4—7号）

この達は、平成13年3月27日から施行する。ただし、第5条及び第7条の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成15年3月7日陸上自衛隊達第95—4—8号）

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日陸上自衛隊達第95—4—9号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。ただし、別冊第2第8条の改正規定については、同年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月19日陸上自衛隊達第95—4—10号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年10月21日陸上自衛隊達第95—4—11号）

この達は、平成21年10月21日から施行する。

附 則（平成23年2月10日陸上自衛隊達第95—4—12号）

この達は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日陸上自衛隊達第95—4—13号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日陸上自衛隊達第95—4—14号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成29年11月30日陸上自衛隊達第95—4—15号）

この達は、平成29年11月30日から施行する。

附 則（平成30年3月20日陸上自衛隊達第95—4—16号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月15日陸上自衛隊達第95—4—17号）

この達は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122—302号）

1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日達第122—303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月18日陸上自衛隊達第95—4—18号）

この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則（令和4年2月25日陸上自衛隊達第95—4—19号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年2月28日陸上自衛隊達第95—4—20号）

この達は、令和5年3月16日から施行する。

別紙第1 (第11条関係)

火薬庫設置承認申請書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 火薬庫の種類、棟(とう)数及び面積

型式	火薬庫番号	棟数	面積 (m ²)	備考

- 3 貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量

型式	火薬庫番号	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)

- 4 保安距離

- (1) 対外物件

型式	火薬庫番号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	区分物件				
			項目	第1種 〇〇まで (m)	第2種 〇〇まで (m)	第3種 〇〇まで (m)	第4種 〇〇まで (m)
			所要距離				
			実距離				

- (2) 隊内物件

型式	火薬庫番号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	区分物件				
			項目	第1種 〇〇まで (m)	第2種 〇〇まで (m)	第3種 〇〇まで (m)	第4種 〇〇まで (m)
			所要距離				
			実距離				

- 5 設置、移転又は変更の別
- 6 特任事項
- 7 近接火薬庫の承認、未承認の別
- 8 警戒
- 9 その他

- (1) 火薬庫設置等の技術上の基準
- (2) 設置位置及び構造等

備考：寸法は日本産業規格A4とし、記載内容に応じて数葉にわたることができる。

別紙第 2 (第 1 2 条関係)

火薬庫設置承認事項変更申請書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 既設置承認番号
- 3 変更する事項

(1) 火薬庫〇〇構造の改修

名 称	火薬庫の型式	火薬庫番号	構造の変更	
			変更前	変更後

4 設置、移転又は変更の別

- (1) 〇〇構造の変更
- (2) 理由

5 その他

- (1) 位置等
- (2) 貯蔵量等 (参考)

名 称	型 式	火薬庫 番号	面積 (㎡)	貯蔵火薬類 の種類	貯蔵火 (爆) 薬量 (t)

寸法：日本産業規格 A 4

別紙第3 (第12条関係)

火薬庫設置承認事項変更通知書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 既設置承認番号
- 3 変更する項目

型式	火薬庫番号	区分	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	面積 (㎡)
		旧			
		新			

4 保安距離

(1) 対外物件

型式	火薬庫番号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	区分物件	第1種	第2種	第3種	第4種
			項目	〇〇まで (m)	〇〇まで (m)	〇〇まで (m)	〇〇まで (m)
			所要距離				
			実距離				

(2) 隊内物件

型式	火薬庫番号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	区分物件	第1種	第2種	第3種	第4種
			項目	〇〇まで (m)	〇〇まで (m)	〇〇まで (m)	〇〇まで (m)
			所要距離				
			実距離				

5 設置、移転又は変更の別

6 近接火薬庫の承認、未承認の別

型式	火薬庫番号	面積 (㎡)	承認爆薬換算量 (t)	承認番号

7 その他

(1) 火薬庫の位置図等

- 付図第1 ○○○○○位置図
- 付図第2 保安距離要図 (隊外)
- 付図第3 保安距離要図 (隊内)

(2) その他は、既設置申請書記載事項のとおり。

備考：寸法は日本産業規格A4とし、記載内容に応じて数葉にわたることができる。

火薬庫点検・検査表

番号	項目	火薬庫の点検	定期自主検査	保安検査	備考	
		毎週	四半期に1回	年1回		
	(庫外)					
1	保安物件に対する保安距離は規定どおりあるか。					
2	火薬庫から15m以内の可燃物は取り除いてあるか。	○				
3	標識は適切か。					
4	火薬庫の外観に異状はないか。	○				
5	土堤は崩れていないか。その他異状はないか。	○	全項目	全項目	大雨の後及び融雪時	
6	とびら、錠に異状はないか。	○				
7	消火器、消火砂、防火用水等はあるか。	○	(ただし、必要に応じ追加して差し支えない。)	(当該火薬庫の承認事項を含む。)		
8	火薬庫周辺の排水は良好か。	○				
9	喫煙場所は適切で、消火器等が置いてあるか。					
10	消火器、火災警報器、警鳴装置等の機能はよいか。					
11	避雷計の接地抵抗は10Ω以下であるか。					
	(庫内)					
1	空容器、工具、その他不要なものを置いていないか。	○				
2	鉄類又はそれらを使用した器具（搬出入装置を除く。）を持ち込んでいないか。	○				
3	庫内は清潔であるか、整とん、清掃の状況は良好か。	○				
4	とびらを開けたとき、異状な臭気はないか。	○				
5	承認された以外の火薬類を貯蔵していないか。					

6	承認爆薬量以上の火薬類を貯蔵していないか。				
7	窓、通気孔、換気孔等に異状はないか。	○			
8	照明設備は適切か。				
9	覆土は崩れていないか、厚さは適切か（覆土式）。				
10	水漏れはないか（水蓄）。	○			
11	水位計、自動給水装置に異状はないか（水蓄）。				
12	基礎、床、壁等に破損はないか。				
13	その他、承認事項に変化はないか。				
14	温（湿）度に異状はないか。	○	全項目	全項目	
15	たい積要領は適切で、転落しそうなものはないか。	○			
16	水位は適切か（水蓄50cm以上）。	○			
17	弾薬、容器にどろ、砂、その他の異物が付着していないか。				入出荷の都度
18	容器が破損、腐食等していないか。				
19	端数箱の識別、封印はよいか。				
20	使用停止弾薬等とは他と区分してたい積しているか。 標識は的確になされているか。	○			
21	使用停止弾薬等に異状（臭気、温度等）はないか。				
22	黄りん弾、照明弾等から火薬類等の浸出はないか。	○			
23	識別不明の弾薬（箱）はないか。 （一般）				
1	弾薬取扱注意事項は掲示してあるか。	○			
2	たい積配置図は掲示してあるか。				たい積変更の都度

注：○印は、必ず実施しなければならない項目を示す。

火薬類分類表

分類	種類
(1) 実包及び空包	5.56mm普通弾
	5.56mm曳光弾
	5.56mm空包
	5.56mm高圧試験弾
	5.6mm普通弾
	5.6mmフリーピストル用弾薬
	7.62mm普通弾
	7.62mm曳光弾
	7.62mm空包
	7.62mm狭搾弾
	7.62mm高圧試験弾
	7.62mm (30) 普通弾
	7.62mm (30) 曳光弾
	7.62mm (30) 徹甲弾
	7.62mm (30) 空包
	7.62mm (30) 狭搾弾
	9mm普通弾
	9mm高圧試験弾
	9.65mm特殊普通弾、センターファイヤーピストル
	11.4mm普通弾
	12.7mm普通弾
	12.7mm曳光弾
	12.7mm徹甲弾
	12.7mm曳光徹甲焼夷弾
	12.7mm徹甲焼夷弾
	12.7mm空包
	12.7mm高圧試験弾
	12.7mm曳光標示弾
	20mm普通弾
	20mm曳光弾
	7.62mm縮射弾
	14.5mmトレーナ弾
	18mm縮射弾
7.62mmてき弾薬筒	
7.62mm (30) てき弾薬筒	
12.7mm不発弾処理用薬筒	
ガンファイア用薬筒	
84mmRR、ガンファイア用薬筒	

		キャノン・ファイア薬筒 フレア・スモーク薬筒 キル用薬筒 6.35mm銃打用薬筒 9.62mm銃打用薬筒 その他これらに類するもの
(2) 砲弾類	小口径弾薬	20mm焼夷りゅう弾 25mm曳光焼夷りゅう弾 25mm装弾筒付曳光徹甲弾 25mm演習弾 25mm高圧試験弾 35mmA A、焼夷りゅう弾 35mmA A、曳光弾 35mmA A、G 高圧試験弾 35mmG、焼夷りゅう弾 (F V、A W) 35mmG、演習弾 (A W) 35mmG、曳光徹甲焼夷りゅう弾 (F V、L-90) 35mmG、装弾筒付曳光徹甲弾 (F V、A W) 37mmS C、演習弾
	中口径弾薬	40mmA A、曳光自爆りゅう弾 57mmR R、りゅう弾 57mmR R、対戦車りゅう弾 75mmR R、りゅう弾 75mmR R、対戦車りゅう弾 84mmR R、りゅう弾 84mmR R、対戦車りゅう弾 84mmR R、照明弾 84mmR R、発煙弾 84mmR R、演習弾 84mmR R、高圧試験弾 84mmR R、特填弾 60mmM、りゅう弾 60mmM、演習弾 81mmM、りゅう弾 81mmM、照明弾 81mmM、WP 発煙弾 81mmM、演習弾 81mmM用基準発射薬包 60mm発射発煙弾 76mm発射発煙弾

	<p>90mmTKG、りゅう弾</p> <p>90mmTKG、曳光対戦車りゅう弾</p> <p>90mmTKG、WP発煙弾</p> <p>90mmTKG、曳光徹甲弾</p> <p>90mmTKG、空包</p> <p>90mmTKG、特填弾</p> <p>105mmTKG、対戦車りゅう弾</p> <p>105mmTKG、粘着りゅう弾2型</p> <p>105mmTKG、装弾筒付高速徹甲弾</p> <p>105mmTKG、装弾筒付翼安定徹甲弾</p> <p>105mmTKG、空包</p> <p>120mmTKG、対戦車りゅう弾</p> <p>120mmTKG、装弾筒付翼安定徹甲弾</p> <p>120mmTKG、空包</p> <p>120mmTKG、高圧試験弾</p> <p>120mmTKG、AP試験弾</p> <p>120mmTKG、HT試験弾</p> <p>106mmRR、曳光粘着りゅう弾</p> <p>106mmRR、対戦車りゅう弾</p> <p>106mmRR、演習弾</p> <p>106mmRR、空包</p> <p>107mmM、りゅう弾</p> <p>107mmM、噴進弾</p> <p>107mmM、照明弾</p> <p>107mmM、WP発煙弾</p> <p>107mmM、特填弾</p> <p>107mmM、M6発射薬</p> <p>120mmM、りゅう弾</p> <p>120mmM、噴進弾</p> <p>120mmM、照明弾</p> <p>120mmM、軽装甲弾</p> <p>105mmH、りゅう弾</p> <p>105mmH、対戦車りゅう弾</p> <p>105mmH、照明弾</p> <p>105mmH、HC発煙弾</p> <p>105mmH、WP発煙弾</p> <p>105mmH、(赤、黄、緑)着色発煙弾</p> <p>105mmH、演習弾</p> <p>105mmH、空包</p> <p>105mmH、特填弾</p>
--	--

大口徑弾薬

		<p>105mmH、りゅう弾 155mmH、ベースブリード弾 155mmH、長射程弾 155mmH、噴進弾 155mmH、HC発煙弾 155mmH、WP発煙弾 155mmH、(赤、黄、緑)着色発煙弾 155mmH、空包 155mmH、特填弾 155mmH、発射装薬(緑のう) 155mmH、発射装薬(白のう) 155mmH、発射装薬(黄のう) 155mmH、発射装薬(CART-2) 155mmH、発射装薬(CART-3) 155mmH、発射装薬(増装) 155mmH、発射装薬のう点火薬包付 155mmH、M3発射装薬5号薬包 155mmH、消煙剤 155mmG、りゅう弾 155mmG/H、照明弾 155mmG、WP発煙弾 155mmG、発射装薬 155mmG/H、照明弾放出薬 203mmH、りゅう弾 203mmH、噴進弾 203mmH、空包 203mmH、特填弾 203mmH、発射装薬(緑のう) 203mmH、発射装薬(白のう) 203mmH、発射装薬(白のう)M188A1 203mmH、発射装薬のう点火薬包付 203mmH、消煙剤 補助炸薬 伝爆薬</p>
その他これらに類するもの		<p>89mmRL、対戦車りゅう弾 89mmRL、WP発煙弾 89mmRL、演習弾 89mmRL、対戦車りゅう弾 70mmRL、りゅう弾</p>

(3) ロケット弾類

70mmR L、多目的弾
70mmR L、演習弾
70mmR L、りゅう弾弾頭
70mmR L、演習弾弾頭
70mmR L、ロケットモータ
110mmR L、対戦車りゅう弾
110mmR L、演習弾
64式対戦車誘導弾
64式対戦車誘導弾演習弾
64式対戦車誘導弾弾頭
64式対戦車誘導弾機体部
64式対戦車誘導弾ロケットモータ
79式対舟艇対戦車誘導弾
79式対舟艇対戦車誘導弾演習弾
79式対舟艇対戦車誘導弾飛翔体
79式対舟艇対戦車誘導弾主ロケットモータ部
87式対戦車誘導弾
87式対戦車誘導弾演習弾
TOW対戦車誘導弾
TOW対戦車誘導弾演習弾
130mmR りゅう弾
スティンガ誘導弾
スティンガ誘導弾装置
スティンガ訓練用ロケット弾
91式携帯地対空誘導弾
91式携帯地対空誘導弾発射訓練用縮射弾
81式短距離地対空誘導弾
81式短距離地対空誘導弾演習弾
81式短距離地対空誘導弾ロケットモータ
改良ホーク誘導弾
XM112ロケットモータ
XM155E 2 弾頭
88式地対艦誘導弾
88式地対艦誘導弾演習弾
地雷原爆破装置用ロケット弾
訓練用特殊導爆索用ロケット弾
地雷原爆破システム (MRBS)
ロケットモータ1型
ロケットモータ3型
その他これらに類するもの

<p>(4) てき弾頭</p>	<p>破片手りゅう弾 攻撃手りゅう弾 演習手りゅう弾 対戦車小銃てき弾 発煙小銃てき弾 照明小銃てき弾 対人地雷 対戦車地雷 底板貫徹地雷 指向性散弾地雷 散布地雷 (A T、A P) 演習対人地雷標示薬筒 演習対戦車地雷標示薬筒 散布地雷標示装置 (A、B) 放出器材セット 放出器材セット標示薬筒 その他これらに類するもの</p>
<p>(5) 信管・火管</p>	<p>信管 (砲弾用) 地雷用信管 水際地雷用信管 演習手りゅう弾用信管 63式対戦車地雷用アクチベータ 130mmR、着発信管 130mmR、特殊信管 64式対戦車誘導信管組立 安全発火装置 撃発火管 60mmM、M5 A 1 点火薬筒 81mmM、M6 点火薬筒 81mmM、M8 点火薬筒 81mmM、M66 点火薬筒 107mmM、M2 点火薬筒 その他これらに類するもの</p>
	<p>T N T 爆破薬 1 / 2 号 T N T 円筒形爆破薬 2 1 / 2 号 M 1 連鎖爆破薬 2 1 / 2 号 M 2 爆破薬 2 1 / 2 号 M 3 爆破薬 C-4 爆破薬 カーリット円筒形爆破薬</p>

<p>(6) 爆破薬類</p>	<p>炸薬A、B コンポジションB 道路爆破薬 指向性爆破薬 破壊筒キット 導爆索キット 地雷原爆破装置用爆索 スネーク爆破薬 その他これらに類するもの</p>
<p>(7) 化学火工品</p>	<p>発煙黄りん手りゅう弾 発煙筒I型 発煙筒発射式 発煙筒信管付 焼い筒信管付 照明筒I型 照明筒発射式 信号発煙筒対空用 信号発煙筒信管付 信号発煙照明筒マリンマーカ 信号筒救難用（発光・発煙） 信号発煙筒ちょう煙 信号照明筒地上用ちょう光 信号用えい煙地上式 信号用えい煙手持式 信号用えい光地上式 信号用えい光手持式 さく裂筒 擬爆筒地上破裂 擬砲煙筒 擬えい火煙火光形 擬えい火さく裂形 擬機銃音筒 擬弾着筒 擬地雷対戦車用薬剤 催涙筒 催涙筒発射式 催涙球 催涙線香 電気火管 点火筒放射機用</p>

	緊急保安えん筒 その他これらに類するもの
(8) その他の火工品	21.5mm拳銃信号弾 圧力式発火装置 圧力解放式発火装置 引張式発火装置 引張解放式発火装置 耐水性導火線点火具 導火線 導爆線 制限索分断器 64式ロープ発射器用電気火管 64式ロープ発射器用発射薬包 30mmロープ発射薬筒 落下傘分離器薬莖 エジェクターラック解放カートリッジ フレア0型 フレア3型 工業雷管 電気雷管 6号DS電気雷管 64式対戦車誘導弾機上電池 64式対戦車誘導弾ジャイロ 64式対戦車誘導弾発光筒 79式対舟艇対戦車誘導弾誘導制御部 79式対舟艇対戦車誘導弾誘導部 79式対舟艇対戦車誘導弾電池 81式短距離地对空誘導弾イニシエータ 81式短距離地对空誘導弾熱電池 81式短距離地对空誘導弾スクイブ その他これらに類するもの

備考：1 貯蔵火薬類の区分は次の通りとする。

(1) から(5)及び(7)(8)は火薬類取締法第2条に示される火工品

(6)は、火薬類取締法第2条に示される爆薬

2 表中以外の新規（導入されたものを含む。）弾薬等については、各分類項の「その他これらに類するもの」に適用する。

別紙第6（第39条関係）

発簡番号

発簡日付

陸上幕僚長 殿

発簡者名

火薬類譲受承認申請書	受領日	
	承認番号	
部隊長等の 住所氏名		
火薬類の 種類、数量		
譲受目的		
譲受火薬類 の所在地		
譲受期間		
譲受相手方		

寸法：日本産業規格A4

火災標識設置基準

(火災標識の設置)

第1条 貯蔵責任者は、管理する火薬庫ごとに火災標識を設置しなければならない。

(駐(分)屯地司令の責任)

第2条 駐(分)屯地司令は、火災標識の種類、危険度及び消火の要領等に関し、全隊員を教育し徹底させなければならない。

(火災標識の種類及び危険度)

第3条 火災標識の種類は、貯蔵する火薬類の種類によって、第1群、第2群、第3群、第4群に区分する。

2 各火災標識の示す火災時の危険度は、第1群が最も危険度が高く、以下第2群、第3群、第4群と危険度は減少する。

3 各火災標識の様式、該当弾薬及び消火要領は、別紙第1のとおりとする。

(火災標識の設置基準)

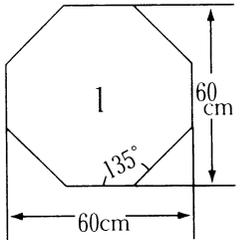
第4条 同一火薬庫内に各火災標識の種類に応ずる火薬類を混ぜて貯蔵する場合においては、最も危険度の高い火災標識を設置するものとする。

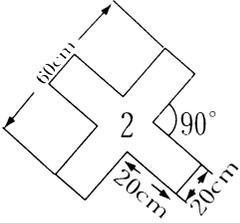
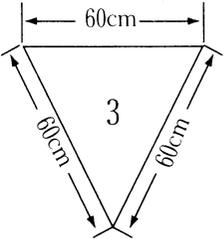
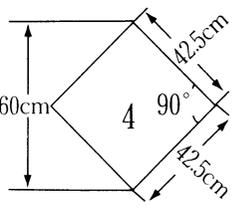
2 火工場については、取り扱う火薬類の種類に応じて該当する標識をその都度設置するものとする。

3 火災標識は、火薬庫ごと土塁上又は入口等、消防隊員の進入路から見やすい場所に設置するものとする。

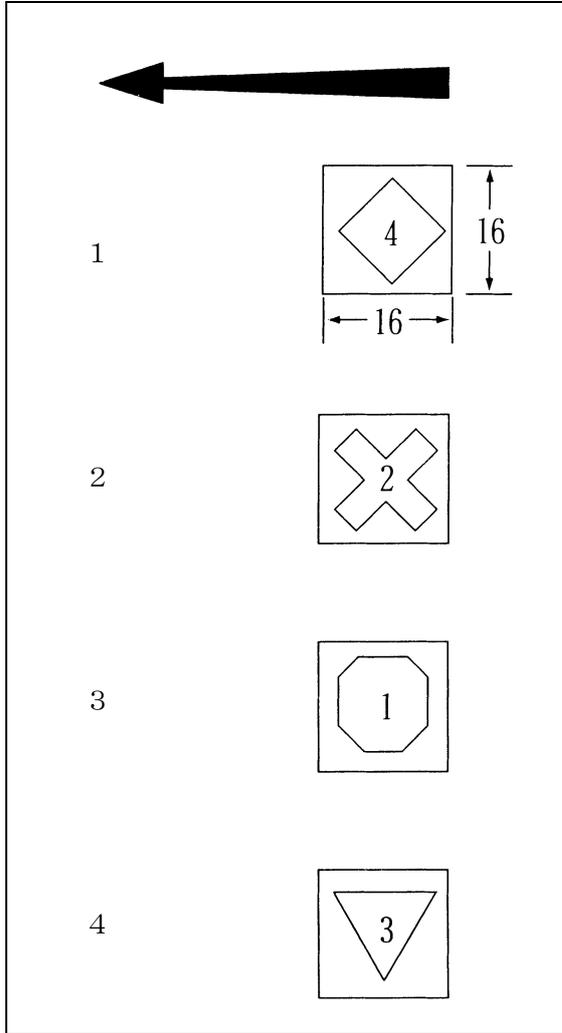
4 弾薬支処等のように火薬庫の多いところでは、火薬庫ごとの火災標識のほか、火薬庫地域又は地区への進入路の入口付近又は分岐点に、その地域又は地区内にある火薬庫の番号と当該火薬庫の火災標識を併記した標識(別紙第2)を設置するものとする。

火災標識の種類、様式、該当弾薬等、火災時の危険度及び消火要領等

種類	様式	該当弾薬等	火災時の危険度	消火要領等
第1群		<p>りゅう弾等 火砲弾薬（対戦車りゅう弾、粘着りゅう弾その他のりゅう弾）、 迫撃砲りゅう弾、誘導弾、 ロケット対戦転りゅう弾及びロケットりゅう弾頭、爆破薬、 攻撃りゅう弾、破壊筒、地雷原爆破装置用爆索、対戦車小銃てき弾、破片りゅう弾、 対戦車地雷、対人地雷、てき弾、 その他類似品</p>	<p>（大爆発性） 瞬時に爆発し、爆風と破片を伴う。</p>	<p>1 この標識の火薬庫の火災は、次の場合以外消火にかかってはならない。</p> <p>（1） 火が実際に弾薬に届かず、十分消火の見込みがある場合</p> <p>（2） 爆発が完全に終わり、残火の処置について消防隊長の命がある場合</p> <p>2 留意事項</p> <p>（1） 退避等の警報を発し、可能な限り消防隊等に火災の種類、内容を伝える。</p> <p>（2） 爆薬等が爆発している場合には、600m以内には、近づいてはならない。また、消防車等は、防護可能な位置に配置する。</p> <p>（3） 火災発生時、消火の見込みのある場合で、有効なしゃへい物が消火可能な位置にある場合及び爆発が完全に終了し、残火処理をする場合等で消防隊長の許可があった場合には、所要の処置を講じて延焼防止をしてもよい。ただし、完全に疑義のある場合には、消火活動をしてはならない。</p> <p>（4） 消防隊の防護には、防盾、鉄帽、面覆い等を用いる。</p>

第2群		<u>徹甲弾及び演習弾等</u> 火砲弾薬（徹甲弾及び演習弾等）、 迫撃砲弾薬（演習弾）、 WP発煙弾、 伝爆薬筒付信管、 化学火工品、 その他類似品	（小爆発性—破片生成） 断続的な爆発形態を呈する。	第1群と同じ。 発煙弾、WP発煙弾の場合は、防護マスク、救命索を用いる。
第3群		<u>発射薬等</u> 分離装てん発射装薬、 黒色薬、導爆線、 ロケットモーター各種ロケット演習弾（誘導弾を含む。）、 火砲空包、 信号照明弾及び標示薬筒、 火砲弾薬（照明弾及び弾底放出発煙弾）、 その他類似品	（大火災） 高熱と小爆発に伴う破片を生ずる。	1 火災の初期で消火の見込みのある場合は、積極的に消火活動を実施する。消火の見込みのない場合には、他の施設への延焼防止に努める。 2 消火活動に当たっては、高熱に対する消防隊員の防護処置を講ずるとともに防盾、鉄帽、面覆い等を用いる。 3 消防隊員は、煙及びガスに注意する。 4 四塩化炭素及び炭酸ガスの消火器は使用しない。
第4群		<u>小火器弾薬等</u> 導火線、信管（伝爆薬筒なし。） 小火器弾薬、てき弾薬筒、 20mm及び14.5mm弾薬、 点火薬筒、雷管、 撃発火管、 発火装置、 導火線点火具、 その他類似品	（緩火災—非爆風性） 小爆発により破片が150m程度飛散する。	消防隊員は、軽破片を防ぐため可搬式防護盾等を用い鎮火するまで消火に努める。 退避距離は、200m以上とする。
備考	標識板はだいたい色地、文字は黒書とする。 文字の大きさは縦約25cm、太さ約5cmとし、字体は様式に示すとおりとする。			

地域又は地区の火災標識の例



注：各貯蔵施設の火災標識の大きさは別紙第1の様式のおおむね 1/5 とし、色彩は同じとする。
貯蔵施設の数に応じ1列又は2列に記載する。

不発弾等の処理要領

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 処理の責任等（第5条・第6条）
- 第3章 技能者の資格及び教育（第7条・第8条）
- 第4章 処理の実施及び記録等（第9条—第14条）
- 別紙第1 不発弾等処理技能証明
- 別紙第2 不発弾処理技能者教育内容基準表
- 別紙第3 化学火工品処理技能者教育内容基準表
- 別紙第4 陸曹以上の者が処理できる化学火工品の種類
- 別紙第5 不発弾処理作業記録

不発弾等の処理要領

第1章 総則

（処理の心得）

第1条 不発弾等の処理は、常に安全第一を心得として実施しなければならない。

（処理部隊の長の監督）

第2条 不発弾等の処理作業は、処理部隊の長の直接監督の下に実施しなければならない。

2 処理部隊の長は、いかなる場合においても処理を急いで安全を犠牲にするようなことをしてはならない。

（処理計画）

第3条 処理部隊の長は、処理の安全及び危害防止の万全を期すため、処理に先立って処理計画を立案するものとする。処理計画には、次の事項を含ませるものとする。

- (1) 処理の品目
- (2) 処理量（各品目ごとの数量、処理人員及び時間等）
- (3) 処理及び警戒の場所
- (4) 処理方法
- (5) 処理員及び警戒員の配置並びに危険区域の表示
- (6) 処理資器材及び爆破材料の指定
- (7) 危害予防及び安全のため必要な措置
- (8) 災害発生時の処置
- (9) 処理員の教育
- (10) その他特に処理に必要と思われる事項

（処理部隊の長の教育及び作業命令）

第4条 処理部隊の長は、処理計画に基づいて処理品目の構造機能、処理要領及び安全管理に関し教育を実施するとともに処理に当たっては、各人ごとに作業命令を出して作業の範囲を明確にしなければならない。

第2章 処理の責任等

（処理部隊の派遣）

第5条 陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、富士学校長、施設学校長、武器学校長（化学火工品にあっては、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、富士学校長、化学学校長）は、不発弾等処理要員を有しない防衛大臣直轄部隊等の長から不発弾等の処理の依頼を受けたときは、不発弾等処理のための部隊を派遣し処理を行わせるものとする。

2 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、指揮下の部隊が射撃しようとする場合で自隊の処理能力に不足すると判断した場合には、当該演習場の使用統制を担当する方面総監と協議の上、不発弾等の処理の支援を受けることができる。

3 射撃部隊の長は、処理部隊の長から不発弾の搜索、運搬等について人員、資器材の支援要請を受けた場合は、これに応ずるものとする。この場合、処理部隊の長は、射撃部隊から差し出された隊員に対し安全に関する諸注意を十分教育するものとする。

（処理の責任転移）

第6条 派遣された処理部隊の長は、不発弾の種類、数量、位置等処理に当たっての必要な事項を現地において確認した後、射撃部隊の長から一切の権限及び責任を引き継ぐものとする。

第3章 技能者の資格及び教育

（不発弾等処理技能証の付与）

第7条 陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長及び防衛大臣直轄部隊等の長は、次に定める者のうち適任と認めた者に不発弾等処理技能証（別紙第1）を付与するものとする。

(1) 生徒課程中期（武器科）（専攻特技「弾薬」）、生徒陸曹候補生課程後期（武器科）（専攻特技「弾薬」）、初級陸曹特技課程「弾薬」、初級陸曹特技課程「部隊弾薬」又は幹部特技課程「弾薬」の課程を修了した陸曹以上の自衛官及び事務官等

(2) 外国における弾薬課程を修了した陸曹以上の自衛官

(3) 施設科部隊で火薬類の取扱い、爆破等の実爆訓練（32時間以上）の経験を有する陸曹以上の自衛官で部隊等の長が認めた者

(4) 火薬類取扱保安責任者の免状を有し、爆破等実爆訓練32時間以上の経験を有する陸曹以上の自衛官及び事務官等で部隊等の長が認めた者

(5) 化学火工品については、生徒陸曹候補生課程後期（化学科）、幹部初級課程（化学科）、初級陸曹特技課程「化学」、上級陸曹特技課程「部隊化学」又は幹部特技課程「部隊化学」の課程を修了した者

(6) 次条の不発弾等の処理教育を受講した陸曹以上の自衛官又は事務官等

2 不発弾等処理の取扱い範囲は、修了した教育課程、又は実務経歴等を考慮して前項の付与権者が指定するものとする。

（不発弾等の処理教育）

第8条 陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長及び防衛大臣直轄部隊等の長は、不発弾等処理要員を必要とする部隊等の陸曹以上の自衛官及び事務官等の適任者に対して、不発弾処理技能者教育内容基準表（別紙第2）、化学火工品処理技能者教育内容基準表（別紙第3）に基づき集合教育を実施す

るものとする。

- 2 前項の集合教育の教官は、幹部自衛官及び行(一)2級相当以上の事務官等で前条第1項第1号又は第2号(化学火工品については第5号)に該当する不発弾等処理技能者とする。

第4章 処理の実施及び記録等

(不発弾等処理実施上の一般的禁止制限事項)

第9条 不発弾等には、不発弾等処理技能者以外は、触れてはならない。ただし、化学火工品のうち、別紙第4に示す品目については、陸曹以上の自衛官が処置することができる。

- 2 不発弾等は、教育用標本等への転用、改造加工、他への譲渡、売卸、処理目的以外の運搬等を実施してはならない。
- 3 不発弾等の処理(搜索を除く。)は、2人以上の不発弾等処理技能者で実施するものとする。
- 4 処理部隊の長は、不発弾等の発掘、回収、移動、処分を行うに当たり識別困難な弾薬(構造機能、取扱要領等が不明の弾薬を含む。)については、第7条第1項第1号又は第2号に該当する不発弾等処理技能者の判定を受け、その技術援助の下に処理を実施するものとする。いかなる場合も疑問を持ったまま処理してはならない。
- 5 次に掲げる不発弾等(演習弾を除く。)の位置、姿勢を変える必要のある場合は、前項に示す不発弾等処理技能者が実施するものとする。

なお、第6号の化学弾の処分は、特技「化学運用」に保有する者の立会いの下に実施するものとする。

- (1) ロケット弾、小銃てき弾
 - (2) 迫撃砲弾
 - (3) 化学(アンプル液使用)式時限信管付、化学延期雷管付弾薬、同爆薬類
 - (4) 手りゅう弾
 - (5) 爆弾で信管付のもの
 - (6) 化学弾(発煙弾を除く。)
- 6 処理は、原則として早朝及び夜間を避けること。また処理部隊の長が定める処理地域においては走ってはならない。また、処理部隊の長が定める場所以外での火気の使用及び喫煙をしてはならない。
 - 7 誘導弾、ロケット弾、特殊信管付弾薬及び新規に制式化された弾薬で、不発弾処理において特殊な処分を必要とする弾薬は、別に定めるところによる。
 - 8 化学火工品の処理については、使用部隊等の長が原則として使用当日現地において処理するものとする。

(搜索)

第10条 搜索に当たっては、次の事項に留意し安全を図るものとする。

- (1) 搜索(不発弾発生地域の表示及び標識を含む。)は、不発弾等処理技能者の技術指導の下に最小限の人員をもって実施するものとする。
- (2) 処理部隊の長は、搜索員の間隔、前進速度等を適切にし、次の事項に注意しなければならない。

- ア 雨天、積雪時は原則として実施しない。
- イ 搜索予定地域以外の地域への立入りをしない。
- ウ 壕（ごう）、漏斗孔等の凹（おう）地を飛び越したり、搜索地域を走ってはならない。
- エ 搜索地域内の草木等の繁茂した場所等をけったり棒等をつついたりしない。

(3) 不発弾の表示及び標識は、地域の表示及び標識のみにとどめ、発掘、移動等を行ってはならない。

(発掘)

第11条 埋没した不発弾は、衝撃を与えないよう、また動かさないよう注意し、不発弾の全体が見える程度まで静かに発掘するものとする。

(移動)

第12条 不発弾等をやむを得ず運搬するときは、次の各号に定めるところに注意するものとする。

- (1) 不発弾等は、他の弾薬類と混載してはならない。
- (2) 積載量は、標識積載量の1/2以下にとどめるものとする。
- (3) 化学火工品は、爆薬、黒色火薬又は発射薬と同時に運搬してはならない。
- (4) 化学弾薬は、他の弾薬と同時に運搬してはならない。
- (5) いかなる不発弾も「ばら」の状態では運搬してはならない。荷台にわら等を敷き木製の枠等にはめて動かないようにして運搬しなければならない。
- (6) 運搬に当たっては、不発弾等処理技能者の技術指導の下に実施するものとし、不発弾に振動を与えないよう速度に注意し、車両の前後に赤旗又は爆発物の標識を付け、消火器を備え付けなければならない。

(処分)

第13条 不発弾等の処分は、別に示すところによる。

(記録等)

第14条 処理部隊の長は、処理を行ったときには、不発弾処理作業記録（別紙第5）に所要の事項を記録し、射撃部隊の長又は所属部隊の長の確認を受けるものとする。

- 2 不発弾等処理技能者の所属部隊の長は、不発弾処理経歴表（別紙第1（裏面））に所要事項を記録し、当該隊員の処理経歴を明らかにするものとする。）

別紙

別紙第1 (第7条、第14条関係)

不発弾等処理技能証

						一連番号	
所属部隊							
階級		氏名		生年月日		認番	
技能証付与資格の適用条項							
課程教育・集合教育の期別・年度							
火薬類取扱保安責任者免状の種類							

上記の者は、下記のとおり不発弾等の処理技能を有することを証明する。

令和 年 月 日

総監等名

記

番号	不発弾等の種類	発掘	回収・移動	処分	制限事項
1	小火器弾薬				
2	機関砲弾薬				
3	高射機関砲弾薬				
4	迫撃砲弾薬		×		
5	無反動砲弾薬		×		
6	戦車砲弾薬		×		
7	りゅう弾砲・加農砲弾薬				
8	ロケット弾薬		×		発掘、処分は、70m mロケットを除く
9	てき弾				
10	地雷				
11	発射装薬				
12	信号照明筒類				
13	爆破資材				
14	爆弾		×		
15	地对地誘導弾		×		
16	地对空誘導弾		×		
17	空対地誘導弾		×		
18	その他の誘導弾		×		
19	化学火工品		×		
20	その他の火工品類				

寸法：日本産業規格A4

備考：×印の記載は一例であり、演習弾を除き回収・移動技能を保有しないものを示す。

制限事項は、弾種、取扱い範囲等を記入する。また、裏面には不発弾等処理経歴を記載する。

不発弾処理技能者教育内容基準表

No.	課目	時間割当基準 (時間)	到着基準
1	火薬類取締法、同施行規則、火薬類の取扱いに関する訓令	3	火薬類取締法、同施行規則、火薬類の取扱いに関する訓令及び本達中、火薬類の運搬、消費、取扱い、発破、不発時及び発破終了後の措置、廃棄、取扱主任者の区分、危険時の措置に関する事項について必要な知識を習得させる。
2	弾薬	34	弾薬の種類、識別法、信管、発射装薬、撃発雷管、点火管点火薬筒、伝導薬、てん実化学剤、さく薬等の構造性能、不発時の状況と取扱上の注意事項等、演習射撃時の注意、国内における弾薬の破棄要領について必要な知識を習得させる。
3	不発弾処理	7	爆発物件事故と爆発効果、作業員処理作業、近接、撤去、処理、撤退と防護のうち安全処理に必要な事項についての知識を習得させる。
4	安全管理	8	別冊第2の第7条及び安全管理必携第6編第5項について習得させる。
5	実爆訓練	32	搜索、処理（爆破又は焼却時）の実爆訓練特に爆薬火工品の取扱使用法、処理実施上の制限事項、不発時の処置、安全保持に関しては全員に対し十分に体得させる。
6	別冊第2の内容	2	別冊第2中必要な事項を習得させる。
7	予備	2	その他必要な事項を習得させる。
合計		88時間	

備考：この基準は実爆訓練を除いては、部隊の実情に応ずるよう一部増減することができるが合計時間は減少しないものとする。

化学火工品処理技能者教育内容基準表

No.	課目	時間	教育内容										
1	火薬類取締法、同施行規則、火薬類の取扱いに関する訓令	2	火薬類取締法、同施行規則、火薬類の取扱いに関する訓令及び本達中、化学火工品の使用、整備、処理及び非常処置に関する事項について、必要な知識を習得させる。										
2	化学火工品一般	3	各種化学火工品の構造、機能、処理要領及び取扱上の注意事項について必要な知識を習得させる。										
3	安全管理	1	化学火工品の使用及び処理に関する安全管理事項並びに化学火工品の事故原因、対策及び処置について必要な知識を習得させる。										
4	取扱い及び処理	10	<p>化学火工品の使用及び処理要領並びに取扱い・処理上の注意事項について体得させる。この際、実習に使用する品目は、次により選定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">必ず含ませる品目</td> <td>1 発煙黄りん手りゅう弾</td> </tr> <tr> <td>2 上記以外の信管付のもの1種類以上</td> </tr> <tr> <td>3 発射式のもの1種類以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">要すれば含ませる品目</td> <td>1 擬爆筒地上破裂</td> </tr> <tr> <td>2 さく裂筒</td> </tr> <tr> <td>3 催涙筒</td> </tr> </tbody> </table>	区分	品目	必ず含ませる品目	1 発煙黄りん手りゅう弾	2 上記以外の信管付のもの1種類以上	3 発射式のもの1種類以上	要すれば含ませる品目	1 擬爆筒地上破裂	2 さく裂筒	3 催涙筒
区分	品目												
必ず含ませる品目	1 発煙黄りん手りゅう弾												
	2 上記以外の信管付のもの1種類以上												
	3 発射式のもの1種類以上												
要すれば含ませる品目	1 擬爆筒地上破裂												
	2 さく裂筒												
	3 催涙筒												
合計		16時間											

別紙第4 (第9条関係)

陸曹以上の者が処理できる化学火工品の種類

No.	品目
1	発煙筒
2	信号発煙筒対空用
3	緊急保安炎筒自動車用
4	信号筒救難用
5	照明筒
6	催涙線香
7	擬砲煙筒
8	電気火管
9	点火筒放射機用

別紙第5（第14条関係）

不 発 弾 処 理 作 業 記 録	
射 撃 部 隊 名	
射撃年月日及び射場名	
不発弾処理部隊の編成	
処 理 器 材 及 び 数 量	
処理依頼通知を受けた日時	
処 理 実 施 日 時	
不発弾の種類 名称・数量等	D O D I C
	ロット番号
	名 称
	数 量
	製造年月
作 業 内 容 ・ そ の 他 参 考 事 項	
1 不発弾発生の原因と判断される事項 2 原因を排除するための方法 3 処理状況から判断して射撃部隊又は不発弾処理部隊において参考とすべき事項 4 当日射撃における不発弾発生率（%）	
令和 年 月 日 不発弾処理隊長 所属 階級 氏名	

寸法：日本産業規格A4

備考：保存期間は2年とする。